

関西法律学校と天満興正寺

蘭田香融
東元治

はじめに

はじめて自前の校舎を新築して移るまで、実に十六年八か月の長きにわたってここに学舎を置いたのであった。

関西大学の前身である関西法律学校が、大阪市西区京町堀の願宗寺の本堂を借りて開校されたのは、明治十九年（一八八六）十一月四日のことであるが、設立者たちの予想をはるかに上回る多数の受講生がつめかけたため、願宗寺の本堂では収容しきれなくなり（同寺の境内はわずか一九二坪であった）、開校月余の十二月十三日、東区淡路町の予算館に移り、さらに翌二十年四月二十七日には、北区河内町の興正寺別院に移転し、ここにようやく当分安住の地を見出すことができた。興正寺別院は京都市下京区堀川にある真宗興正派の本山、興正寺に属する別院（本山に直属し、地区の末寺を統括する寺院）であったから、願宗寺（浄土真宗本願寺派）のような一般末寺とちがって、境内・建物ともに宏壯だった上に、天満の中心街にあって諸官衙や裁判所に近く、講師・学生の通学にも便利な場所であった。こうして創立まもない関西法律学校は天満興正寺（当時の正式名称は興正寺別院だが、通称、天満興正寺とよんだ）に腰を落ちつけ、その後、明治三十六年十二月二十四日、西区江戸堀に

なお本校は、江戸堀移転一年後の明治三十八年一月にいたって、専門学校令に準拠する専門学校として文部省の認可を受け、その名も「関西大学」と改めた。本学九十二年の歴史のうち「関西法律学校」を称したのは前後十八年間であるが、このうち十六年八か月間、興正寺に所在したことになる。天満興正寺は名物の銀杏樹とともに、初期の卒業生たちにとっては忘れがたい青春のふるさとであつたといわねばならない。

この十六年八か月間に、学生として本校に通学したものは、おそらく数千人を下らないであろう。しかしその中で無事に卒業の栄冠をかちえたものはさほど多くない。明治二十二年九月十六日、この興正寺において本校最初の卒業式が挙行され、第一回卒業生十七名が輩出されたのをはじめとして、明治三十六年の第十五回卒業式まで、前後合わせて四九八名の卒業生が興正寺の学舎を卒立つた。ところで、このうちの一番新しい第十五回卒業式でも、今から七十五年前のことになる。当時の卒業生の中で、たどお一人健在であった門屋直寛翁（明治三十四年卒）が本年二月、九十九歳をもって

逝去せられたことはまことに残念なことであった。これで興正寺時代の卒業生四九八名のうち、生存者はお一人もいなくなつたわけである。もう少し梓をひろげて興正寺時代の本校に通学された経験をもつ方ということにしても、門屋翁と同期の藤原喜一翁（推薦校友、満九十八歳で逗子市に現住）、やや後輩の兼松謙太郎翁（明治三十七年卒、満九十四歳で芦屋市に現住）のお二人という寂寥たる状況である。

こうしたわけで年史資料編集室では、これら長老校友を歴訪して、その在学時代の貴重な回顧談をお聞かせいただくとともに、旧興正寺関係者の方々からの聞き取りも行なつてきたが⁽²⁾、たまたま天満興正寺に関する古い絵図や写真を入手することができたので、それらの紹介をかねて、天満興正寺の寺史や、興正寺時代の関西法律学校に関する遺事をまとめてみることにした。校友各位のお目通しを得て、種々御教正を頂くことができれば幸いである。⁽³⁾

一、天満興正寺の位置と環境

淀川の流れは関西大学天六学舎のすぐ北のあたり、都島区毛馬付近で二つに分れ、一は新淀川となつて西流して海にそそぎ、他は毛馬の洗堰・閘門を経て南流し、大阪城北口付近（京橋付近）で大きく屈曲して大阪市の中心部を分流して海に流れこんでいる。新淀川の改修以来、今日では新淀川（中津川）が淀川の主流の観を呈しているが、昔は、毛馬から南流する大川（旧淀川）が主流と考えられていた。この大川が大阪城北口付近で弯曲するあたりの北西一帯、すなわち今の大阪市北区の東南部が「天満」とよばれる地域である。

江戸時代には天満組（郷）とよばれ、いわゆる「大坂三郷（北・南・天満）」の一として、早くから市街地を形成してきたところである。

天満の地名は、いうまでもなく同地に鎮座します天満天神宮にちなんだものであるが、この天満宮の鳥居から鳥居前通り（「鳥居筋」とよぶ）を東へ二丁ばかりの地点に、東西二間、南北五〇間ほどの地域を占めて所在したのが、わが天満興正寺である。

興正寺は昭和二十年六月一日の米軍の空襲にあって全焼してしまった。興正寺そのものはまもなく東隣りの岩井町一丁目に再建されたが、その後、城東区赤川町に移り、今では「大阪興正寺」と称している。それでもと天満興正寺のあつた跡地は、大阪市営の「滝川公園」とよぶ児童公園となつてゐるのである。関西法律学校がここに所在したころの天満興正寺の公称地番は、北区河内町一丁目十六番地であったが、大阪市公園部の台帳では、「滝川公園」の現在地番は北区河内町一丁目二十番地（本年三月、町名変更により、天満四丁目七と改まつた）、面積は五、七一七平方メートル（約一、七三三坪）と登録されている。

滝川公園の現状を訪ねてみると、北は前述の鳥居筋、南は魚ノ棚通、東は壱屋町、西は河内町の街路によつて区画された東西約四〇メートル、南北一三〇メートルの南北に細長い長方形をなしてゐる。周囲に石積みを施して、公園の敷地全体が道路面より一メートルほど高くなつてゐるが、これは一見してわかるように、旧興正寺の寺域を区画した石積みを基礎として、補修したもので、とくに壱屋町筋に面した東側の石垣は往時のものをそのまま残したものと思われる。また現在、出入口は、公園の四隅に各一か所づつあるほか、東側に二か所、西側

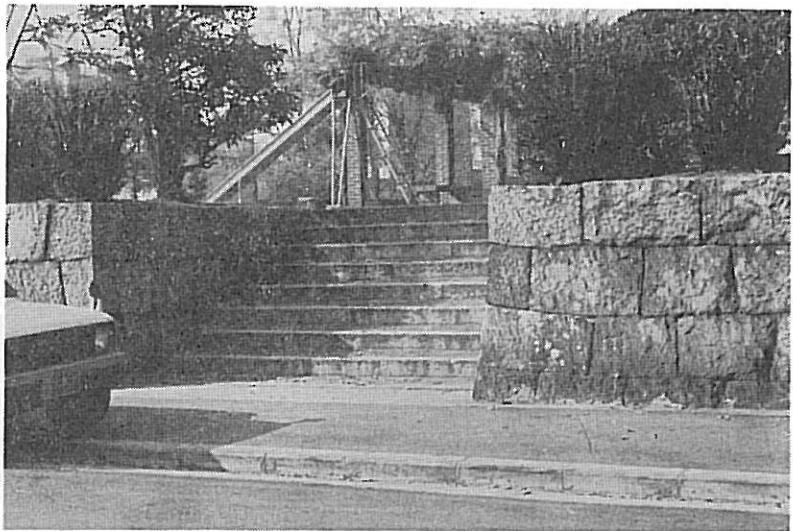


天満興正寺の遺跡、現滝川公園の全景（東北隅よりのぞむ）

に一か所の石段が設けられているが、このうち東側の一か所（南寄りのもの）と西側の一か所とは、旧興正寺の東門と西門の跡をそのまま利用したものらしい。興正寺の建物は戦災ですっかり焼失してしまったけれども、当時の石垣と東門及び西門の跡だけが現在も残され、往時のおもかけを今に伝えていることはなつかしい限りである。

なお旧興正寺の境内は、のちに紹介する江戸時代の古絵図によれば、東西二一間余、南北は東側で五〇間、西側で四八間とするされている。戦前の興正寺について述べた『大阪府全志』（大正十一年刊）にも興正寺の敷地を一、二二三坪とし、大体右の古絵図の示すところと一致を見せている。ところが現在の「滝川公園」が旧境内地よりも南北に二〇間余り長くなつており、したがつてまた面積も五〇〇坪ほど広くなつているのはなぜであろうか。これについては、興正寺時代後半期に本校の書記をつとめた松山藤雄氏（明治三十年卒、故人）の手記⁽⁴⁾が参考になる。すなわちそれによれば、興正寺の南門（表門）の堀外には参詣道をはさんで、興正寺の建てた借家数軒が建並んでおり、その敷地も同寺の所有だったという。これより考えるならば、滝川公園の敷地面積（一、七三二坪）から旧興正寺の境内面積（一、二二三坪）を差引いて残る五〇〇坪余は、まさしくこの興正寺の借家の並んでいた同寺の所有地跡に相当するであろう。そして公園の現状について見ても、この部分（南側三分の一ほど）は一段低く整地されていて、この推定を裏づけているのである。

以上、天満興正寺の所在およびその遺跡の現状について述べたが、次に周辺地域の環境について述べることにしよう。前述のよう



旧天満興正寺の東門址

(壱屋町筋に面したこの付近の石垣は往時の状態をよく伝えている)

市場」の一に数えられた天満の青物市場がここに開設されたのは承応二年（一六五三年）七月のことであるが、その発祥は中世末期に溯るといわれている。中世大坂の中心「渡辺の津」（八軒家付近）の北対岸の天満浜通には、いつのころからか蔬菜や乾物類を扱う店が集まり、青物市場が形成されていた。豊臣秀吉がこれを京橋の土手下に移し、のちさらに慶安四年（一六五一年）に京橋の片原町（郡島区相生町）に遷ったが、承応二年には町奉行所に嘆願し、青物を取扱うのに便利な天満に戻ることになったという。市場の区域は天神橋北詰から浜通を東へ竜田町西角までと定められ、当初は五三戸で往来の人も少かつたが、大阪の都市的発展とともにしだいに繁昌するようになった。青物市場に付随して、乾物や魚類を商う店も集り、前述の魚ノ棚筋とは、これら魚類商の立並んだ道筋だといふ。⁽⁶⁾

このように浜通から魚ノ棚筋にかけて、東天満の南半部は、青物市場やそれに付随する問屋・仲買・小売商の建てこんだ「ごみごみした」商店街だったと思われるが、これに対して天満の北半部は、寺町・与力町・同心町など、寺院や武家屋敷などの建並ぶ比較的閑静な町並を形成していた。初期の卒業生たちの回想に「いやにお寺の多いところ」といわれた理由である。豊臣氏の滅亡後、大坂城および大坂市街を復興して近世大坂の基礎を築いた大坂城主松平忠明は、元和元年（一六一五年）六月、大坂城に入るや、まず寺院・墓地の整理に着手し、これまで市中に散在した大小の寺院を小橋村（天王寺区）、東西高津村（同上）、天満村（北区）の三か所に集め、墓地もその近くに集中させた。これは、寺院や墓地をいったん

事ある際の軍事的防禦施設とするためである。小橋や高津の寺町はであろう。堂島の米市場、雜喉場の魚市場とともに、「大坂の三大

大坂城南辺の、天満の寺町は北辺の備えとして配置されたものであろう。天満の寺町は今の大坂城の東・西両寺町で、今でもここには六〇か寺ほどの各宗寺院が集中している。もっとも興正寺は、岩井町二丁目の東本願寺天満別院やその他の真宗寺院とともに東・西寺町には属せず、すこし南に距っているが、これは一向宗(真宗)寺院のみは市中に散在することが許されたからである。興正寺およびその付近の真宗寺院が、いつごろどのようにして、この付近に数多く開創されたかについては、後段にくわしく述べることにしたい。

次に与力町・同心町がつくられたのは、寺町よりもやや時期が下る。松平忠明が元和五年七月、郡山に転封されたあと、幕府は大坂を直轄領とし、ここに大坂城代を置いた。城代のもとで市中の行政を担当したのは東・西の両町奉行所であったが、その下には与力・同心が配され、与力は東西各三〇騎、同心は各五〇人であった。彼らは東・西寺町の北側に屋敷地を賜わり、これを与力町・同心町と称した。⁽⁷⁾ かくて天満の北部には寺院や武家屋敷が建並び、さながら



「天満組惣会所跡」碑
(滝川公園の一隅にある)

大坂城の北辺を守る外郭のごとき觀を呈したことであろう。興正寺は、寺町・武家町を主体とする北部と商店の多い南部との中間に位置し、まさしく天満の中央部にあつた。天満郷の町政を掌る「天満組惣会所」が鳥居筋をはさんで興正寺の北向い側に建てられていてこと、この付近が天満の中心であつたことを物語るであろう。明治二、三十年ごろには、旧幕時代以来の雰囲気はまだ失なわれていなかつたと思われるから、「ごみごみしていて、いやにお寺の多いところ」という印象は、興正寺周辺の環境をいいえて妙といわねばなるまい。

しかし今、興正寺跡の滝川公園に立つて周辺を眺めてみると、昔の面影は全くない。昔は閑静であった寺町や与力・同心町付近には東梅田のビル街が延長し、かつて隆盛をきわめた浜通方面の方が、かえって落着いた町並を見せている。戦災とその後の復興は、旧天満の環境を一変させてしまったようだ。興正寺の遺址にたたずんで往時を偲ぶとき、うたた今昔の感にたえないものがあるのである。

二、天満興正寺の起源と沿革

興正寺の旧境内である滝川公園の一隅には、かつてここに存した興正寺を記念する一基の碑が建てられており、その碑面表裏に左のことき文を刻む。

史跡天満興正寺御坊址

文永元年(一二六〇)真宗興正寺第三世源海上人摂津御化導ニ当リ当地ヲ天満御坊トシテ法灯ヲ創ム 天保八年(一八三九)大塙平八郎ノ乱ノタメ焼尽ス 安政三年(一八五六)第二十七世本寂

上人コレヲ再建シ 興門ノ法灯摂河泉ニ光輝ヲ放ツ 昭和二十年
(一九四五) 大戦ノ戰禍ニ鳥有ニ帰シ而モノ後地区整理ノ改正
ニ伴イ第二十九世現門主華園真淳寺基ヲ赤川ノ地ニ移ス

昭和四十五年

輪番 川合靜雲撰

碑文の撰者の肩書にしるされた「輪番」とは、別院の管理のため
に本山から派遣される役僧のことと、一定の年限によって輪次交替
して勤務につくところからこの名がある。それゆえ、輪番の名をも
つてしるされた当寺の起源ならびに沿革は、興正寺公認の寺伝にも
とづくものと見なされる。戦前の『大阪府全志』(卷之二、大正十
一年刊) や『日本社寺大観』(昭和八年刊)などの記載も大同小異
で、寺から書上げた略縁起をもとに記述したものと思われる。今、
それらのうち、代表的に『大阪府全志』から、当寺の寺歴に関する
記述を引抄しよう。



「天満興正寺御坊址」の碑

(上略) 天満郷中の古刹にして、往時は天台宗に属し、年所を経
て頽廃に傾きしを、興正寺三世源海上人に依りて同寺別院となれ
りと伝ふれども、其の間の寺歴は詳ならず。寺伝に依れば、天福
元年真宗興正寺の三世源海上人當國行化の折、錫を此に留められ
しに、道俗男女帰依しければ、堂宇再建せられて興正寺の別院と
なり、十五世蓮秀の時天文元年本山兵火に罹りて焼失せしかば、
同年八月当別院を本山と為して蓮秀移住し、十七世顯尊(太祖寺等頭の一男)の時に至り、永禄十二年八月朝廷より門跡の号を賜はり、天正十
八年二月五日豊臣秀吉は寺領五百石を寄せしが、翌十九年本山を
京都に移すに及び、堂宇を京都に移転せんとしけるに、土人は之
を歎じて曰く、若し然らば則ち此の地は郊野とならん。請ふ移転
すること勿れ、自今堂宇の修築は天満郷の自他宗を論ぜず同心協
力して之に當るべしと。依て堂宇移転の議は止み、再び別院と
なりて天満別院と称し、爾來年を追ふて土地は次第に繁栄し、前
約に依りて堂宇の修繕は勿論、例年の開山忌にも自他宗を問はず、近世まで総勵進を為せりといふ。然るに天保八年二月十九日
堂宇焼失しければ、安政三年に之を再建せらる。現在の建物即ち
之れなり。寺務は本山より役僧を輪番せしめて執行せらる。(下
略)

右の文中、天文元年に京都の本山がここに移転した以後のことは
しばらく描いて、当寺の開創についてみると、碑文は文永元年(一
二六〇)といい、『全志』は天福元年(一二三三)とし、その間數
十年の前後があるが、ともに鎌倉中期、興正寺三世源海上人の開創
とする点では一致している。ところが、最近の真宗史研究の成果
は、当寺開創に関する右の寺伝と必ずしも一致しない。

興正寺の起源は、文明十四年（一四八二）、本願寺八世蓮如のとき、仏光寺の経豪が門下四九坊を率いて本願寺に帰参し、當時山科にあった本願寺の寺内に土地を与えられて一寺を建立し、「興正寺」を号したのにはじまる。したがって、天満興正寺がその本寺より二〇〇年も早く、鎌倉中期に開創されたとする寺伝の起源説は、たやすく信用することができるのである。しかしかかる寺伝の形成された背景にはそれなりの理由があるので、以下すこし煩瑣にわたるが、興正寺成立の前史としての仏光寺の歴史を顧みておく必要がある。

仏光寺の派祖は鎌倉末期に出た了源（空性）である。彼は、荒木門徒の流れをくむ鎌倉甘繩に住む明光（了円）の弟子であるが、元応二年（一三二〇）上洛して本願寺の覺如・存覚に謁し、その後援によって山科に一字を草創し、興正寺と称した。前述、仏光寺経豪が山科本願寺の寺内に建てた寺を興正寺と号したのは、派祖了源の開創した寺名を継承したものだという。『存覚一期記』によれば、了源は俗名を弥三郎といい、当時の六波羅南方探題の大仏維貞の家人、比留左衛門太郎維広に仕える「中間」であった⁽¹⁰⁾が、布教家としてすぐれた手腕を有したらしく、山科に興正寺の成った数年後の嘉暦三年（一三二八）にはこれを洛東渋谷（京都市東山区）に移し、存覚の命名によって寺号を仏光寺と改めた。⁽¹¹⁾これが実に仏光寺の濫觴である。仏光寺の開創は、関東の門侶系教団の京都進出を意味するとともに、門侶系教団（荒木門徒）と血族系教団（本願寺）との接触・融合を示す注目すべき出来事であった。仏光寺派もしくは興正寺派が、のち長く本願寺と離合・葛藤の歴史をくりかえさねばならなかつた運命は、ここに早くも胚胎していると見ること

ができるのである。

さて六波羅探題の家人の、そのまた「中間」でしかなかつた了源が、このように短時日の間に京洛の地に仏光寺派の拠点を築くことができた理由はどこにあつたであろうか。それは、了源自身のすぐれた手腕によることはもちろんであるが、そのほかに、（一）教学面では存覚の指導・援助、（二）布教面では（1）「絵系図」「名帳」の利用、（2）都市商工業者との接觸、などの理由が数えられる。

（一）存覚の指導・援助というのは、初期の真宗教団は親鸞の長く滞在した関東地方を中心興起したが、かれら関東の門徒たちは下級武士や農民出身のものが多く、熱烈な信仰心を有したとはい、親鸞の思想を教学的に深め、発展させてゆくというような能力を欠いていた。それに対して本願寺の三世（事実上の開祖）の長子として生まれた存覚は、生來の聰明の質に加えて早く南都・北嶺に遊学し、当代一流の知識と教養を具備し、主著『六要鈔』をはじめ、著述も二十部を数える「学匠」であった。真宗教団が当時の文化的先進地域である京畿地方に根を下ろすためには、こうした「学匠」の指導・援助がどうしても必要であった。はじめ了源が本願寺を訪れ、覺如がその指導を存覚にゆだねたときから、存覚と了源との親密な交渉がはじまる。仏光寺の開創は、「学匠」としての存覚の才能と、布教家・組織者としての了源の手腕が相まって成就されたものである。ただそうなると、当時、本願寺を中心に真宗教団の統一をもくろんでいた覺如にはおもしろくない。元亨二年（一三二二）六月、存覚が覺如の勘氣をこうむって大谷本願寺を退去するに至つたのも、主としてこのことが原因をなしている。大谷退去後の存覚は了源の庇護をうけて仏光寺内に寄住し、仏光寺派の發展に大きくな

寄与を果すのである。

〔二〕の〔1〕「絵系図」「名帳」の利用というのは、仏光寺派の布教の特色とされるが、法門の継承次第を系譜（巻子本）の形で書きあらわしたもののが「名帳」、これを肖像画で図示したものが「絵系図」である。信徒たちは、これに自分の名前や肖像画が書きこまれることによって淨土往生が約束されたよろこびに浸ることができた。覺如は『改邪鈔』で、これを「知識帰命」の異義として痛烈に批判しているが、庶民階級への布教に当つて有効な教化手段だったことはたしかである。從来これは仏光寺派の獨創、すなわち了源の発案のように考えられてきたが、最近の研究では、荒木（源海）門徒や麻布（了海—明光）門徒の間でも広く用いられたものだたらしい。⁽¹²⁾

〔二〕の〔2〕都市商工業者との接触というのは、鎌倉中末期の畿内・西

国を中心に商品流通経済が勃興し、莊園制農業社会に立脚した鎌倉幕府体制をつきくずしてゆくことは周知の事実である。仏光寺派の布教拠点が、京都をはじめ、平野・尼崎・堺・天満などの商業都市におかれ、さらに瀬戸内海上交通を通じて西国方面へのびていることは、これら都市商工業者との接触を物語るものである。本願寺に帰参した後の仏光寺派、すなわち興正寺系でも、堺や尼崎の商人と結託して「光明本尊」（絵系図）を掛軸風に仕立てたものを売りさばき、蓮淳（蓮如の子）など、本願寺の一家衆のひんしゅくをかつたといふ。『大谷本願寺通記』が興正寺門徒を評して、「諸子寺産ニ乏シ、諸処ニ散在シテ活業ヲ圖ル、是レニ由ツテ法義紛難ス」と述べたのは、この辺の事情を的確に指摘している。

こうして仏光寺派は京畿を中心めざましい発展をとげた。応永二十年（一四一三）のころ、近江堅田の法住が入洛したところ、渋

できたのである。

それ以来、興正寺は、本願寺に属しながらも、最盛期末寺三千を有する独自の地位を保ちつつ明治初年にいたつたが、明治九年に興正派として独立した。いっぽう経豪が帰参したあと仏光寺では、経豪の弟の経営を立てて法燈を守り、現在に至っている。仏光寺や興正寺では、経豪以前の仏光寺の歴代（了源—源鸞—了明尼—源讚—性曇—性善）および宗祖親鸞から了源に至る師資継承の次第（親鸞—真仏—源海—了海—誓海—明光）を自派の歴代に加算する。これはけだし、自派の法門相承を明示して本願寺に対抗せんがためであつて、とくに興正寺では経豪以来、長らく本願寺に従属を余儀なくされてきただけに、本願寺への対抗意識がつよい。このような仏光寺や興正寺の本願寺に対する対抗意識を最もよく示すものが、次に述べる興正寺宗祖開創説話である。

仏光寺派の『渋谷歴世略伝』（幕末）や興正派の『真宗法脈史』

谷の仏光寺には多数の参詣客が群參していたのに、本願寺は人跡さ

びさびとしていたというの有名な話である。⁽¹⁵⁾

しかし本願寺に蓮如

という不世出の英才が出るに及び、形勢は逆転した。蓮如は、存覚

の学才と了源の手腕を兼ね併せたような人物で、長禄元年（一四五七）本願寺八世を繼職するや、まず越前吉崎に進出して北陸の農村

地帯の開教に驚異的な成功を収め、ついで文明末年には京都に戻つて山科に広大な本願寺を再建した。このころ、仏光寺経豪（のち蓮如の偏諱をとつて蓮教と号す）が門下四九坊を率いて本願寺に帰参し、山科の寺内に興正寺を創めたことは前述のとおりである。仏光寺の帰順によつて、本願寺は北陸の農村地帯のみならず、社会的経済的先進地域である京畿地方にも地盤をもつ全国教團となることができたのである。

(明治四十四年中島慈心編)によれば、建暦二年(一一一〇)九

月、勅免を蒙った親鸞は流罪先の越後からいたん帰洛したことになっている。ときに聖人面授の高弟源海なるもの、喜悦のあまり山城国宇治郡山科郷西野の里に一寺の建立を発起し、造寺に奔走した。親鸞は等身の影像を源海に付属し、まもなく東北の行化に旅立つた。同年十一月、造寺の功成り、建保六年(一一一八)順徳天皇の勅額を賜つて「興隆正法寺」と号し、これを興正寺のはじめとする。安貞元年(一二二七)、親鸞は当寺を真仏に付属し、以下、源海—了海—誓海—明光と継承されて了源にいたつた、というものである。

ここに述べられた山科興正寺の建暦二年宗祖開創説は、確実な史料にもとづく限り⁽¹⁶⁾、全く認容することのできない荒唐無稽の説である。親鸞から明光にいたる六代は、前にも述べたように了源の師承を示すものであっても、現実に存在した興正寺の歴代を示すものではない。関東門徒系教団の京畿進出の拠点としての興正寺の開創は、了源以前に溯らせることができないのである。

このような荒唐無稽の伝説をここに紹介したのはほかでもない。

前掲の碑文が物語る天満興正寺の「文永元年源海開創説」が、いかなる動機と背景のもとに架作されたかを明らかにするためである。すでに上文中で何度もふれたとおり、源海は武藏の荒木門徒の祖であり、仏光寺派の遠祖として初期真宗史上にかくれもなき人物であるが、彼を天満興正寺の開基とみなすことは到底できないだろう。

それでは天満興正寺は、一体いつごる誰によって開創されたものであろうか。今、本稿にとって最も大切なこの問題について明快な解答を示すことができないのは残念だが、いくつかの史料によつて

大体の見通しを述べることにしたい。

一定の偏向をもつ仏光寺や興正寺の所伝以外で、天満興正寺の開創にふれたものとして、まず『大谷本願寺通紀』の説を挙げることができる。本書は、近世本願寺派を代表する学僧玄智の撰で、とくに史的考証の正確さでは定評あるものであるが、本書卷六「旁門略伝」の興正寺の項には、同寺別坊として天満・塚口の兩別院を挙げ、天満御坊の開創については、「天文元年、本山(本願寺)大坂ニ遷ル、第二世蓮秀、亦寺基ヲ天満ニ移ス」と述べる。すなわち、

天文元年(一五三二)、山科本願寺が法華宗徒のために焼かれ、大坂石山に遷つたとき、興正寺もまた本願寺とともに大坂に遷り、天満興正寺を本坊としたと述べているのである。それ以前から天満には興正寺の掛所(出張所)があつたらしいが、その起源を鎌倉時代の源海の時に溯らせるることは無理で、おそらく南北朝・室町時代の頃に、摂河泉に教線をのばした仏光寺派の布教僧によって、この地域の布教の拠点として開創されたものであろう。そして、その前身が「天台宗の古刹」であったという説は信じてよいであろう。

石山時代の本願寺に関する根本史料『証如上人日記』や『私心記』をみると、興正寺(蓮秀・証秀)の記事が頻見し、本願寺と興正寺との関係はきわめて円滑であったことが知られる。天文五年四月二十九日には、「興正寺門徒坊主衆」より五種十荷が献上されているが、これはその前年十二月、本願寺と細川氏との和議の際、興正寺蓮秀が奔走した勞により、一家衆(門主の子弟)の待遇をうけたことに対する礼である。⁽¹⁷⁾天文十五年八月五日には「興正寺御堂立柱」が行われ、証如みずからその見物に出かけた。同年十一月十九日、証如は、恒例によつて興正寺の点心によばれたが、往復ともに

「歩行」でいったという。⁽¹⁸⁾ これらの記事から察するに、当時、興正寺は天満興正寺とは別に、石山本願寺寺内に「宿所」をもち、ここに御堂を建立するに至った模様である。

その後、本願寺は織田信長と戦端を開き、長い抗戦の末、天正八年（一八八〇）、石山を退去して紀州鷲森に下向した。当時の興正寺寺主は本願寺十一世顕如の次子顕尊であったが、彼もまた顕如に従って紀州に下向したから、石山寺内の興正寺はもちろん、天満興正寺も放棄され荒廃に帰したと思われる。したがって、現在、天満河内町一丁目にその遺址をとどめる興正寺が、後に紹介する古絵図に見るごとき堂々たる伽藍をととのえるのは、天正十三年（一五八五）八月、本願寺が秀吉の寺地寄進を得て天満中島に移転した以後といわなければならぬ。以上、天満興正寺の起源について見てきたが、結局、当寺が現在の滝川公園の場所に堂宇をととのえるのは、本願寺の天満移転時であったという、きわめて常識的な結論に落ちつかざるをえないものである。

さて、本願寺が秀吉から与えられた天満の寺地は、「中嶋天満宮ノ会所ヲ限テ、東ノ河縁マデ七町。北ヘ五町也。但屋敷ヘ入次第二。長柄ノ橋マデ可被仰渡云々。先以当分ハ七町ト五町也。元ノ大坂寺内ヨリモ事外広シ」⁽¹⁹⁾ という広大なものであった。今、この東西七町、南北五町の寺域を地図上に落してみると、西は天満宮東側の滝川町付近より、東は造幣局のある川崎町付近まで、北は空心町二丁目と南森町をつなぐ通から、南は大川沿いの浜通近くまで、東天満の大半をつつみこむ広さであった。もともこの全域が本願寺の「境内」というわけではなく、本山に直属する僧侶の住坊や坊官の私宅、さらには参詣客を接待する詰所や店舗などの建並ぶ「寺内」

（いわゆる寺内町）として予定されたものであった。

石山退城から鷲森・貝塚へと、終始本願寺と行動をともにしてきた興正寺は、むろん本願寺の「寺内」の一隅に敷地を与えて坊舎を営んだが、それが今の滝川公園の場所であったと考えられる。そしてそれは、山科から移転してきた天文元年当初、ここに寺基を移した天満興正寺の旧跡を継承したものであつたろう。そもそも秀吉が天満の地に本願寺を誘致したのは、のちの徳川時代の寺院集中政策と同様に、本願寺をもつて大坂城北辺の軍事的防備とする意図があつたと思われるが、それとともに、もともとこの地に天満興正寺がいとなまれていたという事情が考慮されたのではなかろうか。

興正寺に関する限り、天満移転は移転ではなく、旧跡への復帰であるといわねばならない。

しかし本願寺が天満にあつたのはわずか六年間で、天正十九年（一五九一）には、「秀吉から京都堀川に寺地の寄進をうけ、これに遷つた。御影堂は天満の建物を移築することになり、同年八月、石礎・柱立が行われた。このとき天満の旧坊舎は興正寺に与えられた」という所伝があるが、もし事実であれば、それは阿弥陀堂（本堂）でなければならない。後述する天満興正寺の「御堂」は、天満本願寺の阿弥陀堂を譲りうけたものということになる。

本願寺の京都移転にともなつて興正寺もまた寺基を京都に移し、本願寺の南側に敷地を与えられ、堂舎を建立して現在に及んでいる。前述したように興正寺は、永禄十年（一五六七）顕如の次子顕尊を寺主に迎えて本願寺と親縁を結び、同十二年には「脇門跡」となり、特別の地位を占めるようになつた。京都堀川通に面して、本願寺の左脇にやや小ぶりの堂舎を並べる興正寺の姿は、まさしく

「脇門跡」の立場を具体的に示現するものであった。

しかし、このような本願寺と興正寺との微妙な関係は、両者間に複雑な問題を残し、江戸時代三百年を通じてたえずすぶりつづけることになった。両者間の不和がはじめて表面化した事件が、承応二年（一六五三）に起った月感騒動である。月感は興正寺門下、肥後熊本延寿寺の僧であるが、承応二年二月、上洛して、当時西本願寺の学頭（能化）職にあつた西吟の学説を批判し、論争数か月に及んだ。

はじめは純然たる教理論争であつたが、やがて教団を二分する大争論に発展した。このとき興正寺門主准秀は月感に加担して本願寺良如と対立し、天満興正寺に退去してあくまで対決する姿勢をみせた。事態の容易ならざる進展におどろいた西本願寺は、ついに公儀を動かして事態の收拾をはかり、准秀は越後今町に逼塞謹慎を命ぜられた。同じような紛争は、月感騒動とともに本願寺派の三大宗論といわれる天明争論や三業惑乱のときにも起っている。これらはすべて「脇門跡」という地位に付随する興正寺の微妙で不安的な教団的立場に原因が伏在していた。

中世の本願寺教団では、全国多数の末寺道場を直接本願寺が把握していたのではなく、本山と末寺との間には、一家衆などの有力寺院が「中次寺」として介在し、本末関係は、二重三重にも重層的に構成されているのが常であった。興正寺は「中次寺」の最高・最大のものであるが、決して例外的なものではなかった。しかし江戸時代に入ると、こうした「中次寺」はしだいに排除、淘汰され、本願寺による末寺の直接把握——直末化が進行した。これは基本的には、莊園制社会を背景に成立した中世的・重層的な本末関係が近世封建社会に適合しないという理由にもとづいている。たとえば「中次

寺」の経済的基礎は、本山から末寺へ下付される法寶物や願物を次ぐ際に徵収する冥加金におかれていいたが、末寺にしてみれば、これは不必要な中間搾取であるから、江戸時代のような安定した時代には本願寺の直參寺院になることがのぞましい。本願寺はこのよう各末寺の直末化の要求をたくみに助長しながら、「中次寺」をしだいに排除していくのである。かくして興正寺は、江戸時代三年の間、たえず末寺の離散と本願寺の直末化運動におびやかされつけた。宗門に紛争が起るたびに一派独立の機会を窺つたが、いつも事前に阻止されて実現できなかつた。明治九年にいたつてようやく念願がかなえられたが、時すでに遅く、当時二千数百といわれた末寺のうち、興正寺と行動をともにしたものはその十分の一にも満たず、独立はしたもの興正派は弱小教団に転落してしまつたのである。

話はすこし先走つてしまつたが、本願寺の京都移転後における天満の状態に筆を戻すことにしてよい。天正十九年八月、天満の本願寺が京都に移転したので、大坂の門徒は樓ノ岸に坊舎を建立した。慶長二年（一五九七）にいたつてこの坊舎を津村南町に移し、翌年十一月、門主（准如）を迎えて移徙の法会を修した。同八年、修造の工事を興し、同十年にいたり再興が成就した。これが現在の本願寺津村別院（北御堂）の起源である。ちょうどこのころ、本願寺では東西分派の騒ぎが起つた。石山退城時の和戦両論の争いのしこりが残り、顯如の長子教如は別寺建立を企て、文禄五年（一五六六）、大坂に走つて大谷本願寺を建立した。⁽²⁰⁾これが東本願寺の濫觴である。同寺はのち徳川家康から京都烏丸の寺地の寄進を得てこれに遷るが、大坂の大谷本願寺そのものは慶長三年（一五九八）、大坂町

制改革のため難波に移った。すなわち今の難波別院（南御堂）がこれである。こうして石山本願寺以来の大坂における本願寺の伝統は、南・北両御堂として継承されたと見ることができる。

このように東西本願寺の別院は、津村と難波に選ったが、天満の地に植えつけられた真宗の勢力が、地を払って去ってしまったわけではない。天満の地になおもとどまつて、天満本願寺の旧跡を守つたものが、わが天満興正寺と東本願寺天満別院、および若干の与力寺院であった。まず天満別院から述べるならば、『東本願寺日記』慶長六年十一月十日条に「大坂天満移徙七昼夜、御式上様」と見えるのが、岩井町一丁目に現存する天満別院の起源とされる。これは天満を中心にしていた東本願寺系の坊主衆・門徒衆の手で開創されたものと考えられているが、おそらくそれは天満本願寺時代における教如の住坊の跡を継承再興したものであろう。同寺も太平洋戦争の戦災にあって焼失し、その後都市計画で大幅に敷地を削減され、旧敷地内的一部には大きなアンテナをもつ読売テレビの本社ビルが建つてビルの谷間のような状態になつてしまつたが、昭和十五年秋、近代的な鉄筋コンクリート造の本堂を再建して現在に至つている。

最後に天満興正寺はどうなつたか。本願寺の京都移転とともに興正寺も本山を京都に移したことはすでに述べたとおりである。摂河泉地方は興正寺にとっても重要な地域であつたから、天満御坊が同派の重要な拠点とされたことはいうまでもない。承応の月感騒動の際、門主准秀が天満に走り、ここを根拠として別派独立の姿勢を示したことからみても、天満御坊の同派における地位を窺うことができる。次節でくわしく考察するように、天満興正寺には門主の居住

する「御殿」の備えがあり、堂宇莊嚴も一派の本山とするにふさわしいものがあった。安永六年（一七七七）十二月十九日の大坂の大火、および天保八年（一八三七）三月十九日の大塩の兵乱と二度の火災にあつたが、そのたびに復興されて明治に及んだ。東本願寺天満別院とともに天満郷中の大刹として付近住民の崇敬も篤かつたようである。⁽²³⁾ 「天満御堂」「天満御坊」などとよばれたが、天満別院と区別する必要から、もっぱら「興門さん」の俗称で親しまれてきた。また「産寺さん」ともよばれたのは、江戸時代、宗旨人別帳を作つて郷別に卷納する制度が行わたること、当寺は天満郷中の「卷納」の所と定められていたことから、出産のときには必ず当寺に参詣したためだという。

こうして度重なる火災のたびごとに不死鳥のごとく再建されてきた天満興正寺も、こんどの戦災のあとはついに復興されずに終わつた。もつとも赤川町の大坂興正寺が当寺の法灯をついているわけではあるが、天満の旧跡での復興ができなかつた理由は、上述した興正寺の盛衰の歴史に照して理解することができるであろう。

三、天満興正寺の古絵図をめぐって

学史編纂上、われわれが最も知りたいのは、関西法律学校がここに所在したころの天満興正寺の境内や建物の状態であるが、戦災ですっかり焼けてしまつた今となつては、古い記録や写真、ないしは関係者の記憶にたよるしかないであろう。こう思つて矢先、吹田市岸部の常光寺から江戸時代の興正寺の境内や建物の配置を示す詳細な見取図が見出されたことは大きなよろこびであった。

この古絵図は後述するように江戸中期のものであって、安永六年（一七七七）の大火と天保八年（一八三七）の大塩の兵火の二度の火災にあつ以前の姿を描いたものであるが、関係者の話を総合すると、本校が所在した明治二、三十年ごろのものと共通するところが多く、これによつて、当時の旧構の復原に役立つ点が少くない。思ふに江戸時代の真宗寺院、とくに「御坊」や「別院」の建築には一定のきまりのようなものがあり、しかも同じ場所に再建される場合には、何度も焼失してもほぼ旧構をおそつて再建されたのである。

この絵図によつて明治の状況を推考しうるゆえんである。そしてこの絵図は、今では数少い真宗系の「御坊」「別院」建築の見取図として貴重な史料とすることができるであろう。

既述のように、当寺は安永六年（一七七七）の大火で焼失したことが明らかであるから、この絵図はそれ以前の状態を示したものと云ふことができる。安永以前に火災に遭つたことは伝えられていないから、この絵図の物語る堂舎の状態は何時ごろまで溯らせることができるか。記録が充分備わつていなければ確言はできないけれども、多分江戸時代初期、ことによると天正十三年、本願寺が天満に移転し、興正寺もまたこの地に堂舎を営んだ当初に溯らせることができるかも知れない。いずれにしても江戸中期以前の当寺の詳細を語る古絵図として珍重すべきものである。なおこれが吹田市岸部の常光寺に伝来された理由については、別のところで、常光寺の寺史に関連して述べたがあるので、それにゆづりたい。

次に本絵図の外見的な形状について述べるならば、和紙十二枚を貼り合わせたもので、豊約一七〇^{センチ}、横約七七^{センチ}を測り、拡げると畳一枚位の大きさになる。ところどころに若干の虫損などもある、写真に縮写したのでは充分判読できないところもあるので、本学史学科学生道山弥生君にたのんでトレースしてもらつたのが二五九頁挿入の図である。巻頭アートの原図の写真と併せ参照しながら、以下の叙述をお読みいただきたい。

まず図の周辺部分から見てゆくと、境内の四周には、方位、町名、四方の間数、および土堀の形状についての書入れがある。東側は六町（丁）目筋、西側は七町（丁）目筋とあるが、六丁目筋が今以前であることを推考せしむるであろう。かくて本絵図の作成年代は享保七年以降、同十七年以前（一七二一～三二）であるといふこ

の壺屋町、七丁目筋が今の河内町に当る。江戸時代には、今の天満橋筋を天満一丁目筋とし、以下順次西へ二丁目筋、三丁目筋と數えすすみ、十丁目筋（今の天神橋筋）にいたる。このよび方は現今でも用いられているということである。⁽²⁶⁾ 北と南には町名の記入はないが、北は鳥居筋であり、南は興正寺堀外の細い通りでとくによび名はなかつたようである。次に周囲四方の間数は、北二一間四尺二寸五分、南二一間四尺五寸、東五〇間、西四八間四尺九寸とあり、やや不正な長方形を呈していた。このうち、南側の「表御門口」の左右とそれにつづく西側の一部には五本筋入の土堀があげられてあつたらしい。「五筋白筋堀」「白筋入築地」という書入れは、五本の白筋の入つた、いわゆる「筋堀」を意味するであろう。これは門跡寺院の格式を示すもので、一般寺院にはたやすく許されないものであった。北側とそれにつづく東側一部にも土堀があつたらしいが、何の書入れもないから、单なる土堀であったと思われる。そして、それ以外の部分は「長屋」によって境内と境外を区画していたようである。

境内への出入口としては、南側正面に「表御門口」、西側には北

から「台所門」、「御対面所門口」、それにもう一か所、御堂前の白洲に通じる門があった。とくに呼称は記入されていないが、以下これを西門とよぶことにしたい。関西法律学校が所在した頃には、この西門は年中開放され、御堂前の白洲を横切つて東門へ自由に通り抜けができるようになっていたという。いつたい天満興正寺の敷地は南北に細長く、付近の町割からみても一街区分を占め、東西の交通を阻害していたから、東西両門を開放して一般人の通行を許していたのである。この西門に突当る東西の細い通りがあるが、これ

「興門小路」といったのはそのためである。⁽²⁷⁾ なおこの外に北側には「取合」があり、ここに出入口が設けられていたらしい。のちに関西法律学校の通用門とされたのはこの付近であるが、享保当時に⁽²⁸⁾ は、まだちゃんとした門が造られていなかつたことがわかる。

次に境内の建物の配置を見よう。まず「表御門口」を入ると、正面に南面して二二間と一間半四面の堂々たる「御堂」が聳える。これこそ「天満御堂」「興正寺御堂」の実体をなすものであった。前節に紹介した天満興正寺の本願寺旧建物繼承説が信頼しうるならば、ここに描かれた「御堂」は、天満本願寺の旧阿弥陀堂を譲り受けたものといわねばならない。御堂の前面および左右には、幅五尺五寸の「落縁(様)」と幅前面で一間半、左右で七尺の「内縁(様)」とをめぐらしてあつた。堂内は内陣と外陣にわかれ、内陣中央には本尊阿弥陀如来を安置する「御須弥壇(壇)」があり、その左右には、それぞれ一〇畳敷の余間と五畳敷の鞘間があつた。外陣は九〇畳敷の大広間となつていた。これらは真宗寺院の本堂として一般的なものであり、規模が広大であったという以外に、とくにとり立てていうことはない。

御堂の前には「白洲」と称する広い庭があつた。白洲の西南隅には「鐘鑄(撞)堂」(三間四方)と「井戸屋形」(二間四方)があり、東側には享保六年建造の「御長屋」があり、「火番居所」とされており、その前面に「御経蔵」(一間四方)と小さな「井戸屋形」があつた。御堂前の白洲が一般人の通り抜けのために開放されていたことは前述のとおりである。

次に御堂の西側、西門を入ってすぐ左脇に四間四方の「茶所」があり、その上層は一間半四方の「太鼓屋蔵(櫓)」となつていた。前

述のように関西法律学校が所在したころには、太鼓櫓は北西隅に移

されていた。これは享保の古絵図と安政三年（一八五六）再建後の建物配置の大きな違いのその一である。「茶所」が一般参詣客に湯茶を接待する施設であったことはいうまでもない。また御堂の東側には十畳敷の「御花指場」があり、これも「丑年」すなわち享保六年に建てられたもの。これは、仏前の莊嚴に用いる花立の花を指しかえる場所で、そのための水を汲んだのが「仏前井」であった。

以上が興正寺の南半部、「御堂」を中心とした一画で、いわば表向の公式行事の場である。これに対して北半部は、奥向の非公式の場であった。この部分には、「御対面所」、「御殿」、および「下台所」の三棟の建物が建並んでいた。

「御対面所」とは、門主が末寺の坊主衆や門徒衆を謁見する場所である。「本山」・「御坊」・「別院」などに限って設けられた施設で、御堂の北側、白洲をへだててあり、九間四面建築であった。のちに関西法律学校が借用して教場に充用したのは、主としてこの部分であつた。内部は上段と下段にわかれ、「御上段間」は二八畳敷、下段は二つの柱列によつて三つの部分にわかれるが、合計八六畳敷の広間であつた。上段の間は、いうまでもなく門主の着坐するところ、下段は坊主・門徒衆が参列する場所である。なお御堂と対面所との接合部を利用して「玄闕」があり、その前方に「御対面所門口」が設けられていた。門主に参謁するための坊主・門徒衆が出入する門で、いわば奥向の正門である。これは長屋門になつていて「門番所」が付属していた。関西法律学校の所在したころには、この玄闕は場所を移動し、対面所の北側、享保図の「下台所」の場所に移されていた。これは享保図と安政再建後の配置との重要な相違

点のその二である。

御対面所の北側、細長い庭をへだてて「御殿」があつた。これは門主およびその家族の居住の場で、一般寺院の庫裏に当る部分である。天満興正寺では、承応（月感騒動）の例のように、實際しばしば門主の下向することがあつたから、他の多くの「御坊」「別院」のように単なる飾りものではなかつた。東南一間、南北八間ほどの中華な建築で、内部はいくつもの部屋に間仕切りされており、門主常用の「御上段間」（二室）をはじめ、春・夏・秋・冬の間などがあり、これに「上台所」「風呂間」などが付属していた。上台所が門主への供膳のための専用の台所であつたことはいうまでもない。安政再建の際には、この御殿はずつと縮小され、「書院」と改称して対面所と庫裏の間に東に寄せて建造されているが（第二図参照）、これは幕末のころには門主の下向が滅多に行われなくなつた状況を反映しているであろう。これは享保図と安政再建後との大きな違いのその三としなければならない。

最後に「下台所」は、対面所と御殿との中間西寄りに建てられた一棟で、両者を接合する役割も兼ねていた。上台所が門主専用の台所であるのに対し、「下台所」は門主隨從の者や参詣客のための供膳を用意する場所であつた。板間の西側に記入された〇印は、多分、竈を示すもので、焚口は土間の方に向いていたのである。土間を出たところに「台所門」があり、また北側には「明地」をへだてて長屋と蔵があり、蔵に接する「取合」から鳥居筋へ出入できるようになつていていたらしいことはすでに述べたとおりである。

このように見てくると、享保古絵図に見る天満興正寺の堂舎配置の特色は、何といつても豪華な御殿、すなわち門主居住の場の立派

さにあつた。これは、天満興正寺が単なる御坊や別院ではなくて、門主が常住する「本山」建築であることを意味するであろう。この古絵図の作成されたのは享保七～十七年（一七二二～三二）のころと推定されるが、本図の物語る内容は、興正寺門主が当寺に常住した天満本願寺時代すなわち天正十三～十八年（一五八五～九〇）以来の体制を伝えたものと考えられるのではないか。実際この絵図による限り、当時の天満興正寺には、「留守居」⁽²⁸⁾や「輪番」の居住する場所はない。安政再建の新しい建物は、この矛盾を取除いて、「御殿」を縮小し、留守居や輪番の常駐する「庫裏」を新設したのである。（享保図の「下台所」が拡大されて「庫裏」となったと考えることもできる）。それとともに、茶所と太鼓櫓を分離して、茶所は東南隅に、太鼓櫓は西北隅に移し（その一）、「玄関」をもこの下台所の場所に移動し（その二）、「御殿」を縮小して「書院」と改め、対面所と庫裏の中間に東に寄せて建立した（その三）。このように、享保古絵図の示す建物配置には、安政再建後のそれと、いくつかの違いが認められるが、「御堂」や「対面所」の建築はほぼ同じ形で再建されたと思われる上、玄関・書院・庫裏の建築も、様式上、享保図の体裁を継承したと考えられる点が少くない。よって以下、享保図を隨時、参考しながら、安政再建後、すなわち本校がここに所在したころの興正寺の堂舎配置について考えてみることにしたい。

四、安政再建と再建後の堂舎配置

天保八年（一八三七）二月十九日に勃発した大塩平八郎の乱は、

連年の不作による米飢饉を直接の原因とするものであつたが、その影響するところは大きく、幕藩体制を根底から動搖させたことは周知のことである。ここでは事件の詳細にふれる余裕はないが、ただ彼が大坂東町奉行所に属する天満組与力であつたこと、彼の居宅（洗心洞）が興正寺から程遠くない天満橋筋長柄町東入（今の大坂東町の東）にあつたことを指摘するにとどめた。こうしたわけで、平八郎一味の軍事行動も天満を中心にして展開され、したがつてまた兵火の難もこの地域において甚だしいものがあつた。最初、天満与力町より発した火は船場方面まで延焼し、翌二十日の宵まで燃えつけ、天満組四二町、北組五九町、南組一一町、家数にして一万三千戸を灰燼に帰せしめたという。⁽²⁹⁾

大塩の乱によって天満の中心部にあつた興正寺も類焼の厄に逢つたわけであるが、当時、興正寺は本願寺からの連年の圧迫に苦しんでいた折から、二重の打撃を受ける形となつた。承応の月感騒動以来、本願寺と興正寺との間に末寺の所属をめぐる争いが絶えなかつたことは、すでに前節で述べたとおりであるが、文化年間にいたつてこの紛争は最高潮に達し、両者、末寺の争奪に鎧を削つた。これを「文化の諍論」という。事の発端は文化三年（一八〇六年）十一月、本願寺の報恩講に興正寺門主（真懇）が出勤したところ、着座の厚疊が先例に異して甚だしく切り下げられ、院家上席の播州龜山の本徳寺とほとんど同列の状態であった。これは「脇門跡」である興門主にとってはたまがたい屈辱である。彼は病と称して出勤せず、これより本末争論が再燃することになった。厚疊一件は、先年の三業惑乱が幕府の裁定によって興門主の支持する所行派の勝利に帰し、本願寺門主（本如）の応援した能行派（三業派）が邪義と判

定された結果、本如は百日間の閉門を仰せ付けられるにいたったことに対する本願寺側の意趣返しであつたという。⁽³⁰⁾

こうして本願寺はさかんに諸国に使僧を発し、「お引上げ」と称して興正寺門下の末寺を直末化する運動を組織的に推進し、五年夏には、安芸・長門・九州の興正寺末の大半が退転し、六年には伊勢・但馬の、七年には紀伊・和泉の門末も動搖した。興正寺側も使僧を派遣してこれに対抗したが、本願寺側はかなり強圧的な態度にて、反対派を捕縛して本山に槛送するようなことも行なつたといふ。⁽³¹⁾これによつて諸国の門末大いに動搖したが、ついに事が幕府に聞え、寺社奉行脇坂安菴は両寺の代表者を召問し、八年閏二月、次のような裁断を下した。

(前略) 興正寺ハ西本願寺末寺と心得べし、西本願寺も興正寺ハ身柄といひ親縁といひ自余の末寺に准すべからず、双方互に和融致し法中之式を守るべし(下略)⁽³²⁾

といふもので、これを「文化の御和融」という。以後、両寺の関係は小康状態を保つて明治初年にいたるが、問題が根本的に解決されたわけではなく、興正寺の半従属・半独立の状態は相変らず、本願寺の興正寺に対する締めつけも却つて強化される傾向にあつた。こうした苦難の中で、興正寺は天満御堂の再建にとり組まねばならなかつたのである。

最近、興正寺史料集刊行会から公刊された『興殿諸記』は、「御和融」の成立した翌年の文化九年から明治初年にいたる記録で、「興正寺と本願寺との間に交わされた文書、および興正寺についての諸種の事項を本願寺の役人が書きとめた日録」であるが、これによつてその間の事情を窺うことができる。天満御堂(本記では、天

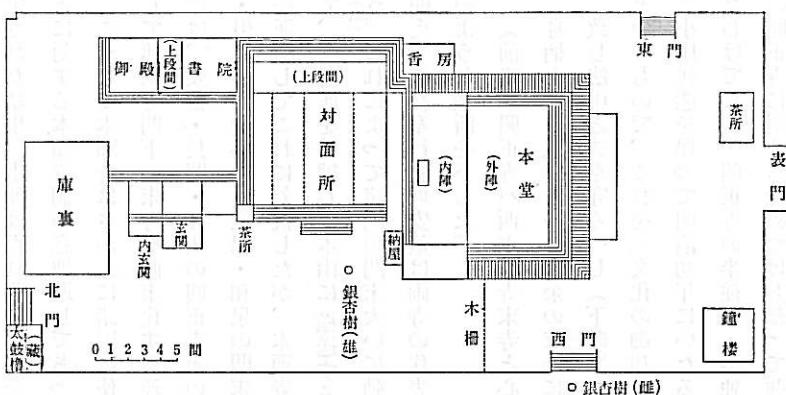
満興正寺のことを「天満御堂」もしくは「天満掛所」などと呼んでいる)再建の語句がはじめて見えるのは天保十年三月十九日条であるが、翌十一年三月十八日には、興正寺門下大坂末寺の門徒中惣代(淨久寺門徒中惣代飫屋儀兵衛・阿波屋新兵衛以下、十二か寺の門徒中惣代の連名)より「口上書」が提出され、天満御坊再建について

末寺の負担が大きいので、本願寺への上納金を半額に軽減してほしいという要望が出されている。これによつて、このころすでに再建のための募金勧進がはじめられていたことが知られる。同年四月十三日にも「大坂御末寺門徒中、惣代捨六人連印」で重ねて同じ要望が出されている⁽³³⁾ところをみると、この要望はなかなか本願寺の受けいれるところとならなかつたことが知られる。当時、西本願寺では三業惑乱や興正寺問題等によつて赤字が累積し、その解消のために、大坂の豪商石田敬起(大根屋小右衛門)を招いて、いわゆる「大根屋仕法」と称する財政改革を推進中であったので、興門末寺のこの無理からぬ要求もたやすく受けいれるわけにはいかなかつたのであるう。

こうした中にも興正寺の再建勧進は行われたようで、天保十四年三月には、天満御堂修復勧進のため、信楽寺隠居大乗坊を興門末寺に派遣することを本願寺に願い出でおり、ついで同年十月には真覚寺少貳を⁽³⁴⁾嘉永元年(一八四八)六月には越前教重寺の派遣を願い出ている。そして嘉永四年六月二十七日にいたり、山城・大和をはじめ五畿内の興門末に対して「臨時勧進上納物半減」の儀が免許され⁽³⁵⁾、ここによつてやく御堂再建も軌道に乗つたことであろう。こうして天保八年(一八三七)の焼失から十八年を経た安政二年(一八五五)十二月ごろには、ほぼ再建の功成たらしく、同月二日興正寺

門主（本寂）は明年三月下旬を期して大坂・摂州・泉州に向する旨を門末に告げている。⁽⁴¹⁾ さらに十二月四日には、法中・講中を召し、家来一同も出席した席上、興門主は明年の大坂下向とともに、明後年三月を期して興正寺本堂での宗祖遠忌勤修の決意を告げた。

『興殿詰記』には、「興門様御出座ニテ長々御演達有之、殊ニ御落涙等有之」とあり、天満御堂再興を成しとげた興門主の喜悦の程を窺うことができる。



第2図 安政再建後の天満興正寺推定復原図

かくて安政三年三

月四日、興正寺門主
本寂は京都の本寺を
出立、大和の郡山・

土橋・今井・上市・
本市から河内富田林
を経て泉州佐野・堺
を巡化し、四月一

日、二日と大坂天満
御坊に逗留、さらに
摂津の池田・西之谷・

御影・塚口を巡錫の
のち、四月十一日に
再び天満御坊にもど

り、同月十九日まで
逗留した。⁽⁴³⁾ おそらく
この間に新築成った
天満御坊において宗

祖遠忌が勤修されたのであろう。それは、翌年の本寺での大遠忌の予修であると同時に、天満御坊の落慶法要の意味を兼ねたものであつたろう。今回の「南方」（摂・河・泉・大和）下向の道中は「御先廻」超光寺を先頭に、法中・近習・坊官等百数十人を随えた美々しい行列であつた。⁽⁴⁴⁾

こうして天満興正寺の再建は成った。このとき再建された堂舎こそ、こんどの大戦の空襲で焼失するまで天満河内町に嚴存した興正寺の堂舎そのものであり、また関西法律学校が学舎をそこに置いた建物そのものであった。それは累年の本願寺の圧迫に苦しみながら、興正寺派がその持てる最後の力を出し尽して建立した歴史的記念物であつたといわねばならない。ところで、安政再建後の堂舎配置や建物の構造については、享保の古絵図のごとき正確な見取図は残存しない。われわれはこれまで、「関西大学七十年史」に紹介されたようないい、初期の卒業生の記憶にたよる簡単な復原図しか持たなかつた。そこで年史資料編集室では享保の古絵図を下敷に、初期の卒業生の回想や旧興正寺関係者の証言を参考にしながら、推定復原図を作り直してみた。第二図がそれである。以下この図にもとづきながら、当時の堂舎配置や建物の状態を摘要してみよう。

本堂 位置と規模は享保図の御堂のそれとほとんど変更はなかつたようである。ただ正面の「御拝」の前廻を支える柱が、享保図では二本（一間）であったが、再建後には四本（三間）となつたことが写真（『七十年史』所収）によつて明らかである。

対面所 規模や構造は享保図とほとんど変つていないが、位置は南に寄り、本堂との間には狭い露地しか残されていない。玄閥 対面所が本堂に近付けられたため、玄閥は北に寄せられ、

対面所と庫裏を接続する形となつた。

御殿・書院 享保図にくらべて、御殿・書院がずっと縮小されたことはすでに上述したとおりである。旧「御殿」址には庫裏が建ち、新しい御殿・書院は玄関から庭をへだてて東に寄せて建てられた。

庫裏 旧「御殿」のあとに建てられた。この建物は、紀州藩の大坂下屋敷の一部を移築したものという。⁽⁴⁶⁾ 一階には輪番が居住し、中二階に役僧の居室があつたといふ。

その他 これもすでに述べたとおり、茶所の場所が移動した。もと西門脇にあつたものが表門脇に移され、その上層に設けられていた太鼓櫓は境内西北隅に移された。対面前前や本堂東側にあつた長屋は姿を消し、そのあとには堀や生け垣が設けられたらしい。

こうしてわれわれは不正確ながらも安政再建後の堂舎配置や各建物の規模を知ることができた。そこでいよいよ最後に、関西法律学校がこれらの堂舎を学舎としてどのように利用したかを関係者の記憶や回想にもとづきながら考えてみたいと思う。

動を共にせず、二千五百余の旧末寺のうち、興正寺とともに西本願

寺の羈絆を脱したものは三百に満たなかつた。そのため本山財政の維持がきわめて困難な状態となり、大阪府西成郡下に新田數十町歩を購入し、その作益をもつて財政を賄おうとしたが、これがうまくゆかず、却つて財政困難に拍車を加えることとなつた。明治十七年、改正局を設置して負債の整理に着手したが、ついに明治二十一年十二月十九日には債主のために差押えをうけ、本山の建物十數宇、伝來の寺宝數千点を公売に付さざるをえない破目に立至つた。⁽⁴⁷⁾

天満興正寺の財政事情も京都の本山と大同小異であつた。もともと天満御坊の護持に当つてきたものは主として大阪周辺の摂津の興門末寺であつたが、文化三年（一八〇六）當時、一一二か寺を数えた摂州興門末寺も、明治九年の別派独立の際、本山に従つたものはわずか十三、四か寺にすぎず、それもほとんどが塚口御坊の与力寺院であつた。こうしたわけで天満興正寺の財政事情も京都の本山に劣らず苦しいものであつたと想像される。関西法律学校が当寺の建物の一部を学舎として借用することができたのも、このような財政事情のしからしめたところといえるかもしれない。

五、関西法律学校の学舎利用

明治二十年（一八八七）四月二十七日、創立まもないころの関西法律学校がその学舎を天満興正寺に移したことは最初に述べたとおりである。それは安政三年（一八五六）の再建後三十二年目のことであった。当時の興正寺では、永年の宿願であつた別派独立を果したもの（明治九年九月、教部省通達）、大部分の末寺が本寺と行

こそにこのころは、官庁・学校などの公共施設が寺院に置かれることが多かつた。それは、明治維新以後、こうした近代的な公共施設が急に大量に必要とされ、建築が追いつかなかつたからである。たとえば大阪の津村別院（北御堂）では、明治元年から二年にかけて大阪鎮台の営所が置かれ、同六年には大阪病院とその教授局（医学校）が置かれた。⁽⁴⁸⁾ 難波別院（南御堂）でも明治四年以降、師範学校・小学校・進級学校が置かれ、⁽⁴⁹⁾ 堺別院（本願寺派）では堺県の県庁が設置された。

当の天満興正寺でも、明治十年二月から五月まで、難波別院にあつた師範学校がここに移り、その校舎として利用されたことがあった。⁽⁵¹⁾ 関西法律学校が立退いてからも、各種の講習会などに利用されたことが少なくなかったという。⁽⁵²⁾ このように、当時新設の学校が宏莊な建物をもつ寺院、とくに別院や御坊を利用することは珍らしくなかつたのである。関西法律学校が天満興正寺を借りたのが誰の斡旋によるものであつたかわからぬけれども、貸す側も借りる側も簡単に話がまとまつたことである。賃貸料は、はじめ十五円（月額）であったが、のちには二十五円に改められたといふ。⁽⁵³⁾

興正寺への移転の話がきまつたのは何時かわらない。われわれが今日、史料として確認しうる最も早いものは明治二十年四月二十日四日の「大阪日報」の記事で、それには、

関西法律学校は昨今生徒の増加して校舎狭隘を告ぐるに至りたれば今度更に新築する筈にて右新築落成に至るまで一時天満興正寺内へ移転する由なり。

とあり、当時すでに校舎新築の計画のあつたことが知られるとともに、「新築落成に至るまで一時」興正寺に移転する計画をはじめて報じたのを見ることができる。同日の「朝日新聞」にもほぼ同様の記事が見える。⁽⁵⁴⁾ ついで同月二十六日の「朝日新聞」「大阪日報」紙上には、

広告

本校今般都合ニ依リ当分ノ内左ノ処ニ移転ス

四月 北区河内町一丁目十六番地

興正寺内 関西法律学校

という正式の移転広告が掲載されている。ここでも「当分ノ内」と

あり、一時的な校舎であるとしているが、江戸堀に校舎を新築して移るのは明治三十六年十二月のことで、現実には十六年八か月の長きにわたつて天満興正寺に仮住いをつづけることになつたわけである。

移転の理由としていうところの「生徒の増加」の実情はどの程度であつたろうか。これについて参考になるのは、はじめての進級試験の施行を報じた明治二十年四月十三日の「朝日新聞」の記事で、それには「東区淡路町三丁目なる同校（関西法律学校）の生徒現員は目下三百五十二名」と見える。⁽⁵⁵⁾ 興正寺移転後の同年七月二十四日の「大阪日報」にも、「生徒日に月に増加し云々」とあり、⁽⁵⁶⁾ 生徒数の漸次増加の趨勢を窺うことができる。

こうして関西法律学校は天満興正寺に移り、以後十六年八か月の長い期間、ここに所在することになった。一口に学舎の利用状況といつても、その時その時によって変化のあつたことが推測される。右の新聞記事にも見えるように、はじめはほんの一時の仮住いのつもりが、長期化するにつれて、しだいに整備されていったような点もあるであろう。卒業生たちの回想録や回顧談を見ても、ときに矛盾したり、一致しないことがあるのも、このような事情にもとづくものであろう。それで、こうした点も考慮しながら、本校の学舎利用の状況とその推移を追うことにしてよい。

まず興正寺の外観、外まわりから見てゆくと、卒業生たちの脳裏に残つたのは、門跡寺院の格式を示す「五本筋堀」ではなく、⁽⁵⁷⁾ 枢殿の垣根である。享保の古絵図でも「筋堀」は南側の表門とその付近に限られたから、主として鳥居筋の北門から出入した彼らの目にふれなかつたかもしぬれないが、天保の類焼以来ずっと復旧が遅れたの

であろう。興正寺関係者の記憶でも、筋堀が復興されたのは明治末年ごろであったという。

境内への出入口としては、東西南北に各一つづつの門があった。

南門の表門はごく粗末なもので、しかもいつも閉めきりであり、西門が四脚の「お成り門」でいちばん立派であった。東門は小さかつたが、何度も述べたように西門とともに一般人の通り抜けのために、年中開放されていたといふ。関西法律学校の関係者にとって最もなじみぶかいものは、鳥居筋に面した北門であるが、これは西北隅の太鼓櫓に接して作られていた。もともと寺の通用門として設けられたものであるが、

本校関係者の登下校の通用門にも宛てられ、

鳥居筋 满天現在の天



たといふ。⁽⁵⁸⁾ 通学生たちの多くは、この鳥居筋を通ったも

のであるが、この通りは天満の中心街で、道幅も広く、人通りも多かった。それにくらべて壺屋町筋や河内町筋は道幅も狭かつたといふ。

さて右にも述べたように、東門と西門とは一般人の通行のために開放されていたから、本堂前の白洲付近は誰でも出入のできる区域であった。それで対面所や庫裏の方へ一般人が立入らないために本堂の西側に簡単な木の柵が設けられていた（のちに鉄柵にとりかえられた）。そしてこの木柵より以北の対面所を中心とした一画が、関西法律学校の借用区域であった。関西法律学校が興正寺のどの部分をどれ位の広さ借用していたのか、それほどはっきりとしたとりきめはなかったと思うが、明治三十五年十二月二十日、本校から大阪府内務部第三課に提出した報告書（写）によれば、⁽⁵⁹⁾

敷地坪数

三四八坪五合
建物坪数
一三七坪五合

と見え、敷地は対面所とその周辺、建物は対面所・書院・玄関の坪数を合計したものであろう。すなわち前掲の推定復原図（第二図）による対面所約九〇坪、書院約一五坪、玄関約三〇坪の合計が右の建物坪数とほぼ一致するから、明治三十五年当時、本校が興正寺から借用していたのは対面所・書院・玄関であったと考えることができるのである。

しかし、明治二十年の移転の当初は、教場に用いられたのは対面所のみで、書院を用いるようになつたのは翌年からのことであつたと考えられる。この間の経過を述べたものに、明治三十七年十月十二日付、加太校長に宛てた垂水幹事の報告書⁽⁶⁰⁾があり、その中に次のような文書が見える。

明治十九年創立当時に在りては学生を一学級とし一教室に於て教授したりしが、進級試験合格者を見るに及びて二学級を生じ

第一学級第二学級と称し教室を区分するの必要ありしも設備未だ整はず、第一学年第二学年交互同一教室に於て教授するの止を得

ざりしなり、其翌年に至り更に第三学年を生じたるより別室を設け、茲に初めて三学級別個の教室に於て教授を受くることとなれり。当时授業時間は各学年三時間なりしが明治三十五年九月に至り之を五時間に延長するに至れり。

これによれば、「其翌年」すなわち文脈より判断して明治二十年九月の新学期より三年がそろい、三教室が設けられたように記されているが、関係者の話を総合すると事実は必ずしもそうではなく、大体次のとおりであったと考えられる。

まず右の文中にも見える「進級試験」は、創立の翌年の明治二十一年四月上旬のことと、井上（操）講師の提案によつて実施されたが、及第者は富士田一秀という学生一名のみであった。⁽⁶²⁾ それで二学級に編成することはとりやめとなつた。⁽⁶³⁾ 同年九月、第二年度の入学生を迎へ、二学級編成をとつたが、教室は依然一教室だけで、年次別の時間割を編成するのではなく、初年科四科目、二年科五科目を一週九講時（十六時半～十七時半、および十八時～十九時、ただし土曜日は十四時～十六時の一講時のみ）に配当し、学生は年次に応じた科目だけを受講したのであった。二教室がどうしても必要となつたのは、明治二十一年九月の新学期からで、ここではじめて書院を教室に用いたのであるう。

三教室を設けたのは、さらに数年後の明治二十七年ごろからであつたらしく、明治二十七年二月十一日の「大阪朝日新聞」に、「昨

年十二月司法省指定学校となりし以来入学者頗る増加し生徒現數二百八十余名あり、旁校舎手狭となりしを以て、教室三ヶ所を増設したるが云々」とあり、また松山藤雄（明治二十七年入学）の手記にも、

河内町時代の教授は二教室であつて、借りた興正寺の説教所（対面所のことであるう）が第一講堂、対面所（書院のことであるう）が第二教室となり、各三時間教授で第一年と二年が合同で第一教室、第三年が第二教室であった。二十八年の初学期に広い説教所（対面所）の方を仕切つて二室とし、三教室に分れたのであるが、其以前は第一学年、第二学年となつて居ても熱心な学生になると何れの講義をも引き続いて聴講した。

と見え、前記新聞記事と一年の前後はあるが、明治二十七、八年のころ、司法省指定の獲得を契機として三教室を設けたことが知られる。三教室といつても、従来第一教室として用いてきた対面所を間仕切りして二つの教室とし、これと書院の一教室を合わせて三教室としたわけである。

興正寺の対面所は享保図（折込図）にくわしく見られるように上段と下段より成り、下段は幅七間の広間であるが、柱列によつて幅一間の鞘間が付属していた。これを二教室に分けるとすると、柱列を利用して、幅五間（三間プラス二間）、幅三間（二間プラス一間）に分けることができる。この幅五間の方を第一教室、幅三間の方を第二教室としたのであるう。間仕切りについては、松山は襖を用いたとし、明治三十四年入学の萩原敏隆は「高さ五尺位の板張りの障壁」であつたというが、いずれにしても簡単なものであつたらし

い。さればこそ、

だから隣室の講師の声も学生の喧騒も簡抜けに聞える。これについて思ひ出すことは、三学年の頃深川重義君が、河村善益先生の債権論の講義の際、先生の声音低く、それに深川君の席が一年級の教室の間際で、さつぱり講義が聴き取れないでの、君は早速一計を思ひつき、偶々雨天であつたので携帯せる番傘をひろげて肩に掛け、以て一年級の教室の方より来る雜音を遮断したことである。河村先生は之を凝視せられつつ淳々と講義を続けられた。吾々同級生は之を諧謔と見るもの一人もなく、寧ろ深川君の登校遅き為何時も教壇の近くに座席を求むること能はざりし事情に同情を寄せたことを記憶する。⁽⁶⁵⁾

というような挿話が残されているわけである。

対面所はもちろん畳敷であった。移転早々は坐り机を用い、まったくの寺子屋風であったが、まもなく腰掛式の机を用い、三人掛けものであった。⁽⁶⁶⁾ 室内の照明はうすぐらい釣りランプで、机三脚につき一個の割合であった。⁽⁶⁷⁾

ちなみに初期の卒業生の回想録では、興正寺の本堂を教室に用いたとするものがあるが、これは対面所の誤りであろう。内陣を教壇とし、外陣を学生の席としたというのも誤りで、上段の間を教壇とし、下段の間を学生席としたのである。これらは寺院の構造を知らない学生たちの誤解であることはいうまでもない。なお松山の手記には、しばしば対面所を「説教所」とよんでいるが、これも正式の呼称は対面所が正しい。が、寺でも説教所とよぶことはあつたらしい。

この対面所へは、玄関から出入り、下足をぬぎ上草履と履きかえ

ることになっていたが、たいていの学生は裸足のまま、上草履をはくものはほとんどいなかつたという。玄関正面には生徒監席があり、登校の際はここで聽講券を提示し、出席の捺印を受けなければならなかつた。玄関を入つたところの両脇には控室があり、その対面所に近い方の部屋が講師室や事務室に宛てられていたようである。ただし、講師室は庫裏にあつたとするものもあり、また書院の奥の「御殿」がそれに宛てられていたというものもある。これらは要するに、時期によって移動があつたのではなかろうか。

それよりむしろ、卒業生たちの記憶に鮮やかなものは、対面所の前庭にあつた大きな銀杏の木であった。それは興正寺時代の関西法律学校の象徴ともいべきもので、卒業式には通例この銀杏の前で記念撮影を行うことになつていた。この木は雄の銀杏で、実はならなかつたが、西門の前の路上に雌の銀杏があり、たくさんの実をならせたものだという。戦災後もこの雌の方の銀杏の木だけが焼け残り、昭和四十三年ごろまでその雄姿をとどめていたが、今ではその跡形もない。そして現在の天満の街では、その昔、ここに興正寺の大伽藍があつたことも、ほとんど忘れ去られようとしている。

(付記)

本稿を執筆するに当り、興正寺門主華園真淳師をはじめ、同連枝華園信由師、同派西宝寺住職川合靜雲師、同派西善寺住職藤原俊彦師より種々御教示を得たことを深謝いたします。

(1) 大阪控訴院ははじめ土佐堀四丁目にあつたが、明治二十二年一月若松町に移つた。大阪地方裁判所は中之島一丁目にあつたが、同じく二十二年一月、若松町の合同庁舎に移つた。

(2) 門屋直寛翁（横浜市住）と藤原喜一翁（逗子市住）には、昭和四十九年

四月十七日、横田健一教授と東元治が訪問（関大）昭和四十九年五月号参照）。兼松謙太郎翁（当時岐阜市居住）には、昭和四十六年八月、横田・東・蘭田がお訪ねした。なお、興正寺時代の遺事については左の文献がある。

- (a) 松山藤雄氏（明治三十一年卒、元本校書記・故人）の手記（年史資料編集室所蔵）
- (b) 萩原敏隆氏（明治三七年卒、故人）の回想記「寺子屋時代の思い出」
- (c) 井上正一氏（元年史編纂監修嘱託）の探訪記「河内町の興正寺別院址」（関大）一五三号、昭和四三年三月）
- (3) 興正寺の古絵図については、蘭田が吹田市寺院調査の際、吹田市岸部の常光寺に保存されていることを知った。写真については元本学理事垂水善太郎氏（故人）の遺族から古い卒業写真を拝借することができ、また校友会の神尾敷民藏氏より昭和十五、六年頃の興正寺における修養会の写真十数葉を拝借することができた。
- (4) 注(2)の(a)参照。
- (5) (6) (7) (8) (9) 大阪市北区役所編「北区誌」四三ページ。
- (10) 同右、一三ページ。
- (11) 同右、一三ページ以下。
- (12) 天満青物市場は、昭和六年に下福島の中央卸売市場が完成するまでここにあった。
- (13) 「存覚一期記」（真宗史料集成第一編所収）三一歳（元応二年）条。
- (14) 同右、三五歳（正中元年）条。
- (15) 宮崎円遵「初期真宗の研究」一二九ページ。
- (16) 鳥玉識「近世真宗の展開過程」六五ページ。
- (17) 「大谷本願寺通紀」（大日本仏教全書）一八二ページ。
- (18) 「本福寺由来記」（真宗全書）二ページ。
- (19) 日下無倫「真宗史の研究」一一ページ以下。
- (20) 「証如上人日記」（石山本願寺日記）上卷 三五ページ。
- (21) 同右、五六六ページ。
- (22) 「宇野主水日記」（石山本願寺日記）下卷 五三一ページ。

- (23) 「大阪府全志」の興正寺の項（九九八頁）には「翌（天正）十九年本山を京都に移すに及び、堂宇を京都に移転せんとするに、土人は之を歎んで曰く、若し然らば則ち此の地は郊野とならん、謂ふ移転すること勿れ、自今堂宇の修繕は天満郷の自他宗を論せず同心協力して之に当るべしと……前約に依りて堂宇の修繕は勿論、例年の開山忌にも自他宗を問はず、近世まで總勧進を為せりといふ」とある。
- (24) 菊池道雄「吉志部惣道場照眼山常光寺誌」一三ページ以下。
- (25) 蘭田香融「吹田市寺院調査覚え書」（「吹田の歴史」第一号）「北区誌」一五ページ。
- (26) 同右、四三ページ。
- (27) 「留守居」は、たいてい天満近辺の末寺からえらばれたらしい。「輪番」が置かれたのは明治以後のことである。
- (28) 「北区誌」八〇ページ。
- (29) 「真宗法脈史」一六三ページ。
- (30) 同右、一六六ページ。
- (31) 「本願寺史」第二卷二九頁。
- (32) 「興殿諸記」上巻序文。
- (33) 同右、上巻二七八ページ。
- (34) 同右、上巻三二二ページ。
- (35) 同右、上巻三一八ページ。
- (36) 同右、上巻三九二ページ。
- (37) 同右、中巻一ページ。
- (38) 同右、中巻一〇四ページ。
- (39) 同右、中巻二八八ページ。
- (40) 同右、中巻二八九ページ。
- (41) 同右、中巻三八八ページ。
- (42) 同右、中巻三八八ページ。
- (43) 同右、中巻四〇六ページ。
- (44) 同右、中巻四一一页。

大藏圖

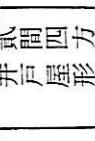
(藏書)

此通築地五筋白筋入築地也

北出八尺四間御前院西東

此通築地五筋白筋入築地也

南

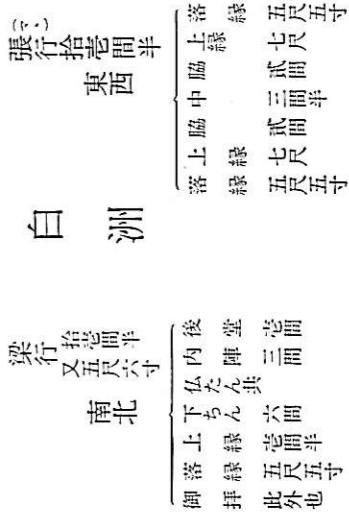


三間四方

此通白筋入築地也



三間四方



白洲

梁

行

又

五

尺

六

寸

南北

内

後

上

下

左

右

中

脇

落

綠

梁

行

又

五

尺

六

寸

南北

内

後

上

下

左

右

中

脇

落

綠

梁

行

又

五

尺

六

寸

南北

内

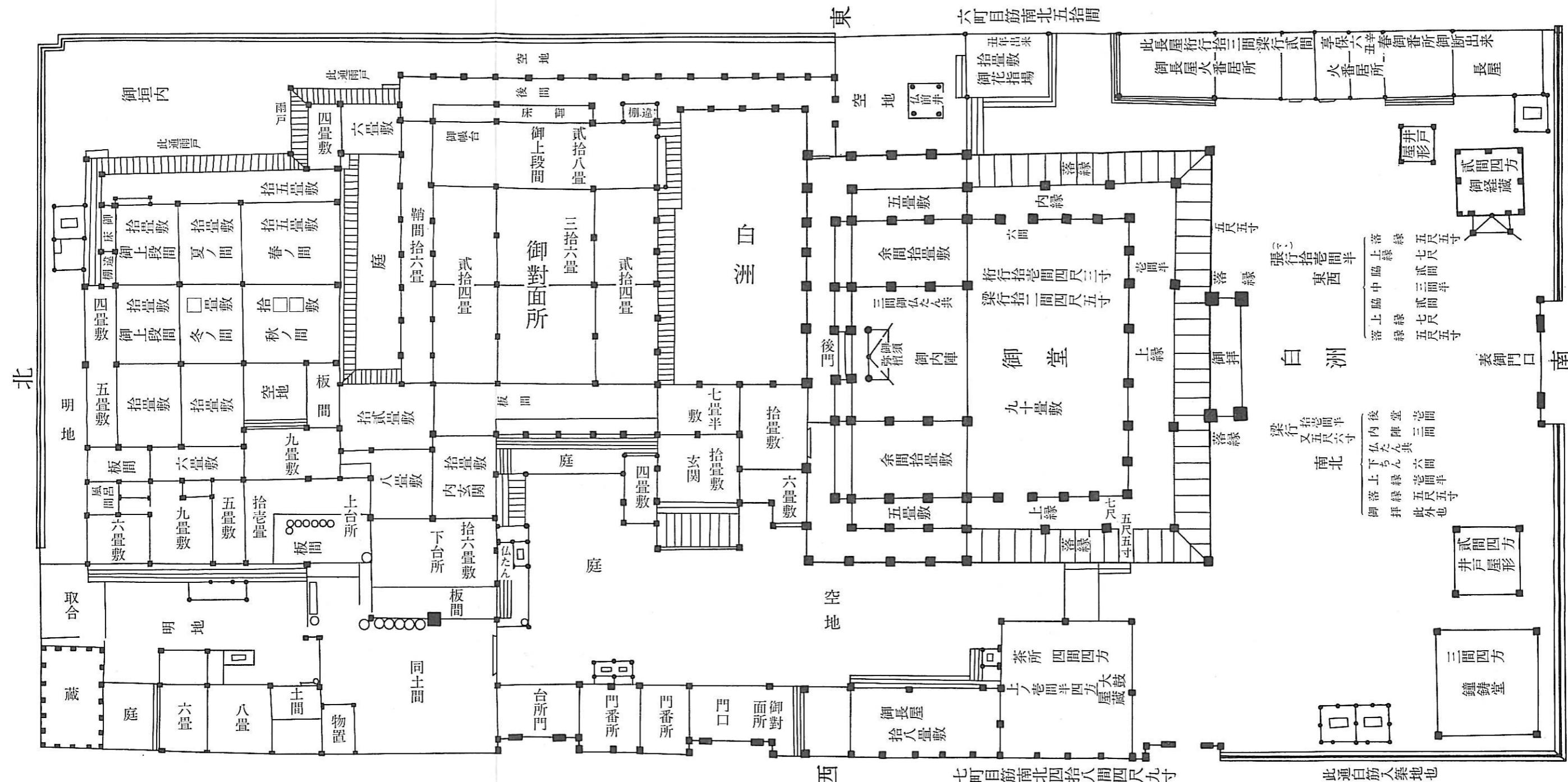
後

上

下

左

右



- (45) 「関西大学七十年史」には、松山藤雄の手記による興正寺境内復原図と教室見取図（七八・七九頁）、および萩原敏隆の思い出による教室見取図（八〇頁）を収めている。
- (46) 華園信由師の談によれば、庫裏は武家造で、武者隠しなどの設備もあつたという。
- (47) 中島慈心「真宗血脉史」二七四ページ。なお明治十九年七月四日の「大阪日報」には、興正寺が三万円の負債返済を債主の九鬼家の家令から迫られた記事が見える。
- (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67)
- (48) 『本願寺史』第三卷一六一ページ。
- (49) 『大阪府全志』三六八ページ。
- (50) 同右、三七五ページ。
- (51) 華園信由師の談による。
- (52) 華園信由師・藤原俊彦師の談による。また神屋敷民蔵氏の話によれば、昭和十五・六年頃、興正寺で開催された修養会に参加したことがあるといふ。
- (53) 第一回卒業生の今井伊三郎の覚え書によれば、月額十五円であったといふが、のち二十五円に改められたらしい（松山藤雄手記）。
- (54) 「新聞資料集成 関西法律学校」（『関西大学年史紀要第一号』）六八ページ。
- (55) 同右、六六ページ。
- (56) 同右、八〇ページ。
- (57) 第一回卒業生 内田重成の回想による。
- (58) 松山藤雄手記による。
- (59) 神屋敷民蔵氏所蔵の写真による。
- (60) 本学所蔵「報告書写し」
- (61) 本学所蔵「統計表綴」所収。
- (62) 明治二十年四月十六日『大阪日報』（注68ページ）
- (63) 第一回卒業生 武田宣英の談による（『七十年史』二六ページ参照）
- (64) 第一回卒業生 野崎勇次郎の談による。
- (65) 萩原敏隆「寺子屋時代の思い出」（『関西大学学報』一〇〇号）
- (66) 第一回卒業生 内田重成の談による。
- (67) 注65と同じ。